

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0063	会場設営等役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和8年5月29日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）
3. 入札日時 令和8年2月27日(金)（11:00）
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、
11. その他
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

- (5) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を
令和8年 2月 20日 (金) 14:00 までに提出しなければならない。
- (6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」 (<https://www.p-portal.go.jp>) を利用した応
札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、
「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 2月 25日 (水)
までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小
企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス : naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名:○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書 (全省庁統一資格) の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線20824

適合条件

1 条件 契約相手方は、次の条件を満たしていること。

(1) 事業者の要件

- a) ISO/IEC 27001 (ISMS) を取得していること
- b) ISO9001 を取得していること
- c) 防衛省サイバー関連部署に対し、サイバー攻撃を想定した対処に関する演習または研修を受託し実施した経験があること。

d) 作業要員は、以下の資格を有する者を1名以上含むこと。なお同一人がすべての資格を有することを求めるものではない。

- 1) CISSP
- 2) ネットワークスペシャリスト
- 3) 情報処理安全確保支援士

2 提出書類

1の条件を満たすことが客観的に示されているもの（形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。）。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

提出書類は虚偽がないものとする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

2月20日（金）14：00

仕様書案			
件名	会場設営等役務	書番号	
		作成年月日	令和8年 月 日
		改正年月日	
		整備計画局サイバー整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、会場設営等役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。また、この仕様書で規定する機材借上について、借上品の仕様は、別表第2借上品目表に規定する事項を除き製造者の仕様及び社内規格並びに商慣習による。

なお、この仕様書と引用文書の規定が異なる場合、法令などを除き、この仕様書の規定が優先する。

- (1) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）
- (2) 東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）

2 役務に対する要求

2.1 本役務の概要

- (1) 役務の実施場所は、「会場の借上」により調達した、東京都千代田区紀尾井町1番4号東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー4階紀尾井カンファレンス（以下「施設」という。）とする。
- (2) 防衛省・自衛隊（以下「官」という。）、関係省庁、民間事業者その他の関係者を一堂に会してサイバー競技会を実施するに当たり、次の役務を実施すること。
 - (ア) LANの敷設及び機器の設置・接続（2.2）

官品機材等及び施設が提供する机、椅子等を別図第1に示す会場に配置するとともに、LANの仮設配線役務及びサイバー競技会環境に接続するためのネットワーク機器の設定作業役務を実施すること。
 - (イ) LAN及び機器撤去（2.3）

競技会終了後に、上記（ア）で仮設配線したLAN配線等の撤去役務を実施すること。
 - (ウ) 機材借上げ（2.4）

競技会に必要となる機材を別表第2借上品目表に示す内容で借上げを実施すること。

(エ) 機材輸送 (2.5)

ア 別表第1に示す機材等を、防衛省市ヶ谷地区から施設へ輸送すること。また、会場内で、机と椅子を官側の指示に従い設置すること。

イ 会場内で、机と椅子を官側の指示に従い設置すること。机1個に対して2席並ぶ形の設置となり、およそ250名程度が座れる配席を目安とする。

ウ 競技会終了後に、上記アで輸送した機材等を施設から防衛省市ヶ谷地区まで輸送すること。

エ PC等機材については梱包（ラッピング）をしてから輸送すること。

(オ) 光回線敷設 (2.6)

所要の本回線を臨時に敷設し、競技会の間、回線、光回線終端装置（以下「ONU」という。）及びインターネット接続プロバイダ役務とともに官に貸付すること。また、競技会終了後撤去期間中に敷設した本回線を廃止し、残置物を撤去すること。

(カ) 人員輸送 (2.7)

競技会期間中の宿泊場所と会場間の人員輸送を行うためバス借上げを行うもの。

2.2 LANの敷設及び機器の設置・接続

- (1) 本項に示すLANを敷設するに当たり、十分に現場調査を実施し、官の確認を得ること。
- (2) 敷設するLANは、1,000Mbps以上の全二重通信であること。
- (3) LANは、ギガビットイーサネット規格以上により実現し、L2スイッチ、L3スイッチ（以下「スイッチ」という。）、無線機器、有線機器及びVPNルータを用いた構成とすること。
- (4) LANはルータ及び光回線終端装置（以下「ONU」という。）を経由し、インターネットに接続されるものとする。
- (5) インターネット回線及びONUは別途調達で借り上げたものを使用することとし、特に記載が無い場合、それ以外の各種機器は別表に掲げる官品（以下「官品機器」という。）を使用すること。
- (6) 施設についてそれぞれLANネットワーク（有線及び無線）を敷設し、サイバー競技会環境に接続するためのネットワーク機器の設定作業を官側の指示のもとで行う。
 - (ア) 別図第1に示す電気配管区画（以下「EPS」という。）から、会場においてネットワークの物理構成を設計し、LANケーブルを敷設する。

- (イ) 会場のLANは、合計端末250台分を目安とする。
- (ウ) E P Sから会場までの所要のLANケーブル及び会場内で使用するための各10メートル50本のLANケーブルを準備すること（基準）。
- (7) スイッチ及び機器の電源については、設置されたAC100Vの壁コンセントを使用することとし、不足するコンセント数は卓上電源タップ等で対応すること。卓上電源タップは官品機器を使用する。所要の電源タップは、ネットワーク機器1台当たり1口、端末1台当たり3口を用意すること。
- (8) 施設管理者の所有する会議用机及び椅子並びに官品機器等を配置すること。その際のレイアウト図は別図第1を参考に官と協議の上で決定すること。
- (9) 敷設役務及び機器の設置並びに配線作業は官及び施設管理者と日時を調整することとし、役務実施前に官の立会担当官の確認を得ること。
- (10) LANケーブルの敷設箇所は、床上にLANケーブルを敷設する箇所は適宜保護部材を使用するなど、転倒事故が起きないように留意すること。これに要する保護部材は、官品機器を使用するものとする。
- (11) LANケーブルは契約締結後に官側が指定する規格に対応したカテゴリのケーブル（コネクタを含む。）を使用することとし、同ケーブルは契約相手方が準備すること。

(12) **本項目の履行時期**

契約締結日から令和8年4月10日（金）9時以降を基準として官と調整した日時まで

2.3 LAN及び機器撤去

- (1) 契約相手方は、下記（3）で示す期間に**2.2**で敷設したネットワーク及び設置した官品機器等を撤去し、施設管理者の貸出し物品は当日の担当官及び施設管理者の指示により倉庫等に収納すること。
- (2) 官側と協議の上で、撤去したLANケーブルは契約相手方が回収すること。
- (3) **本項目の履行期限**

令和8年4月24日（金）以降（基準）で官と調整した日時まで

2.4 機材借上げ

借上品に関する要求は以下のとおり

- (1) 品名

この仕様書で調達する製品の品名及び仕様は、別表第2借上品目表による。

(2) 借上期間

令和8年4月10日（金）9時以降で官と調整した日時～令和8年4月25日（土）

(3) 借上品納入場所及び引取場所

施設

(4) 検査

検査は本仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

(5) グリーン購入法の遵守について

本調達物品等は、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

(6) 配送車両について

(ア) 本契約の履行に当たっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させること。

(イ) 本契約の履行において使用し、又は使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を求めた場合、速やかに提示すること。

(ウ) 借上品の搬入出に当たっては、納入場所の施設管理者の指示に従うこと。

(7) その他

(ア) 庁舎内への出入り及び施設への立入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うと共に、諸規定に従うものとする。

(イ) 業務中、各施設及び職員等に損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧及び補償すること。

(ウ) 本仕様書に疑義が生じた場合には、支出負担行為担当官等と協議すること。

2.5 機材輸送

2.1（エ）の内容を実施するものとし、細部については以下のとおり。

2.5.1 別表に示す物品の輸送（往路）

(1) 契約相手方は、後記2.5.3で示す期間に別表に示す官品機器を防衛省市ヶ谷地区の指定する場所から施設まで輸送すること。搬出日は別途官と調整すること。

(2) 施設内においては会場に搬入すること。

2.5.2 別表に示す物品の輸送（復路）

契約相手方は、後記 2.5.3 で示す期間に、官品機器を施設から防衛省市ヶ谷地区の指定する場所に輸送すること。

2.5.3 履行期限

(1) 2.5.1)～2), 4)及び2.5.1

令和8年4月10日(金)9時以降同日中まで(官と調整)

(2) 2.5.3)～4)及び2.5.2

(ア) 施設から搬出：令和8年4月24日(金)以降で官と要調整

(イ) 防衛省に搬入：上記1に掲げる搬出の日から4月27日(月)まで

2.5.4 履行場所

東京都新宿区市谷本村町5-1防衛省市ヶ谷地区及び官の指定する場所

2.5.5 検査

検査は、本仕様書に基づき整備計画局サイバー整備課の支出負担行為担当官補助者が行う。

2.6 光回線敷設

(1) 官、関係省庁、民間事業者その他の関係者を一堂に会して競技会を実施するに当たり、次の役務を実施すること。

(ア) 所要の本回線を臨時に敷設し、訓練の間、回線、光回線終端装置(以下「ONU」という。)及びインターネット接続プロバイダ役務とともに官に貸付すること。

(イ) 競技会終了後撤去期間中に敷設した本回線を廃止し、残置物を撤去すること。

(2) 役務の提供場所は、施設とする。

2.6.1 本回線の敷設及びONUの設置

(1) 本回線を敷設するに当たり、十分に現場調査を実施し、官及び施設管理者の確認を得ること。

(2) 敷設する本回線は、計3回線として、回線はデータ送信が最大10Gbps以上かつデータ受信が最大10Gbps以上のベストエフォート型インターネット回線とし、固定のグローバルIPを提供するものとする。

(3) 本回線は、光ファイバを用い、ONUを用いた構成とすること。

(4) 次に示すとおり、MDF盤等から本回線を配線すること。

(5) EPSに設置された主配線盤(以下「MDF盤」という。)から、EPS付近の床上へ光ファイバ回線を配線し、ONUを設置すること。敷設した光ファイバ回線は、敷設後、容易に撤去及び用途確認が可能なよう、各箇所へタグ等を使用し、明記すること。

と。

- (6) ONUの電源については、官及び施設管理者が指示する壁コンセントを使用することとし、詳細は別途指示する。
- (7) ONUの設置後、インターネットに接続するための設定を行うこととし、必要な設定値は別途指示する。
- (8) 複数本の光ファイバ回線により上記(2)を満たす場合、それぞれについて敷設及び設定を行うこと。
- (9) EPS内ONUから会場へのLANケーブルの敷設は官が別に調達する。

2.6.2 回線試験

- (1) 契約相手方は、設定終了後、収容局設備への接続確認を行う。
- (2) 確認に必要な端末及びLANケーブル等の必要機材は、契約相手方が準備すること。

2.6.3 インターネット回線等の借り上げ

- (1) 前記2.2で敷設した本回線及びONUを後記2.6.8の間借り上げる。
- (2) 本回線及びONUの保守並びにプロバイダについては、借上契約に含めるものとする。
- (3) 責任分界点については、ONUを含め収容局側は契約相手方の責任とし、ONUより会場側の機材等は官の責任とする。

2.6.4 本回線及びONUの撤去

契約相手方は、後記2.6.8に示す借上期間満了後、ONUを撤去すること。なお、光ファイバケーブルの残置については、施設管理者と協議すること。

2.6.5 役務完了報告書

契約相手方は、前記2.6.4に示す撤去が完了した日から14日以内に役務完了報告書を官側に提出すること。

2.6.6 保守

- (1) 本回線の間合せ窓口について、24時間365日の受付が可能な保守体制を整備すること。
- (2) ONUの故障の場合には、当該会場へ平日0900～1700に保守員が予備物品を持参して到着する体制を整えること。

2.6.7 信頼性

障害発生時において、迅速な復旧手段が考慮されていること。

2.6.8 回線敷設期限等

- (1) 回線開設：令和8年4月1日
- (2) 回線敷設：上記の開設日から令和8年4月10日（金）の間
- (3) インターネット回線等の借上期間：
回線開通の日から令和8年4月25日（土）の間
- (4) 光ファイバーケーブル等の撤去期限
上記に示す借上期間満了日から官及び施設と調整した期日まで
- (5) 回線設置場所：施設

2.6.9 検査

検査は、本仕様書に基づき整備計画局サイバー整備課の支出負担行為担当官補助者が行う。

2.6.10 その他

本回線は、情報漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図しない脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他官の意図しない変更が行われていないものでなければならない。

2.7 人員バス輸送

(1) 目的

官が主催するサイバー競技会に関する参加者の輸送のため、所要のバスを借り上げる。

(2) 日時（以下の日時はすべて令和8年となる）

4月20日（月） 往路：09：30～11：00（計3往復）

復路：24：00～25：30（計3往復）

4月21日（火） 往路：09：30～11：00（計3往復）

復路：24：00～25：30（計3往復）

4月22日（水） 往路：09：30～11：00（計3往復）

復路：24：00～25：30（計3往復）

4月23日（木） 往路：09：30～11：00（計3往復）

復路：24：00～25：30（計3往復）

(3) 輸送人数

(ア) 100人(基準)

(イ) 輸送対象者は、競技会の入場用パス又は防衛省の身分証明書を提示した者とする。
入場用パス及び身分証明書は、乗車時に役務事業者が目視確認する。

(4) 乗降車地

※下記の(ア)及び(イ)につき、乗車は(1)のみとし、(2)は降車に限る。20分～30分ごとに(1)を出発し、各日3便運行すること。(2)で降車する者は乗車時に運転手に申し出ることとする。なお、輸送距離は道なり2.3キロメートル(片道)とする。

(ア) 往路

- (1) 東京都新宿区市谷本村町(予定)
- (2) 東京都千代田区紀尾井町(予定)

(イ) 復路

- (1) 東京都千代田区紀尾井町(予定)
- (2) 東京都新宿区市谷本村町(予定)

(5) 車両種別

観光バス又は一般路線バス用車両1台とし、1運行ごとに40人(基準)を輸送できる車両であること。

2.8 役務完了報告書

契約相手方は、役務完了後提出期限までに役務完了報告書を官に提出すること。

3 秘密保全

- (1) 本役務の履行に当たり知り得た知識を漏えいし、又は他に転用してはならない。
- (2) 携帯電話、パソコン及び可搬記憶媒体の持込みについては官と協議の上、その指示に従うこと。

4 履行期限及び履行場所等

4.1 履行期限

a) 全体

契約締結日から令和8年5月29日(金)

4.2 履行場所

官の指定する場所

4.3 契約相手方に係る要件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- (1) 事業者の要件
 - a) ISO/IEC 27001 (ISMS) を取得していること
 - b) ISO9001 を取得していること
 - c) 防衛省サイバー関連部署に対し、サイバー攻撃を想定した対処に関する演習または研修を受託し実施した経験があること。
 - d) 作業要員は、以下の資格を有する者を1名以上含むこと。なお同一人がすべての資格を有することを求めるものではない。
 - 1) CISSP
 - 2) ネットワークスペシャリスト
 - 3) 情報処理安全確保支援士

4.4 検査

検査は、本仕様書に基づき整備計画局サイバー整備課の支出負担行為担当官補助者が行う。

5 その他の指示

5.1 提出書類

表1に示す文書を指定の媒体で官に提出すること。

なお、表1に示す文書は、特に指定される場合を除き、官の確認を得るものとする。また、当該文書の記載事項に齟齬が生じた場合は、速やかに該当箇所を修正し、官の承認を得ること。

電子媒体はMicrosoft Word、Excel 及びPowerPoint 等を原則とし、それ以外のファイル形式を使用した場合は、PDF 形式に変換したものを添付すること。

表1 提出書類

書類の名称	提出期限	部数	提出先	備考
役務実施計画書	契約後役務実施前	電子媒体： 1	防衛省整備計画局サイバー	L A N の敷設及びサイバー競技会の環境に接続するためのネットワ

書類の名称	提出期限	部数	提出先	備考
			整備課	一ク機器の設定に係る 役務実施計画
役務従事者 名簿	契約後役務 実施前			
機器のパラ メータシー ト	納期まで	紙媒体：1 電子媒体： 1		
役務完了報 告書	納期まで	紙媒体：1 電子媒体： 1		電子媒体に契約相手方 が適切な電子署名を行 った場合は紙媒体を省 略することができる。

5.2 貸付品

本役務の遂行に当たり必要となる官の保有する文書等について官と調整の上、無償で貸付け又は閲覧することができる。貸付場所は、官が指定する場所とし、貸付期間は、契約期間中とする。

5.3 官における支援

本役務の履行に当たって必要な場合、契約担当官等を通じて、官が認める範囲内において、次に示す官の支援を無償で得ることができる。

- a) 立入に関する事項
- b) 官の保有する関連器材の使用
- c) 搬入器材の保管
- d) 事務室、水、電気及び隊内電話の使用
- e) その他、官が必要と認めた事項

5.4 所有権

本役務により作成した成果物に関する所有権は、官に帰属する。ただし、通信の不具合等の瑕疵が発生した場合に早急に対応できるよう、契約相手方の責任により成果物の複写を保管することができる。

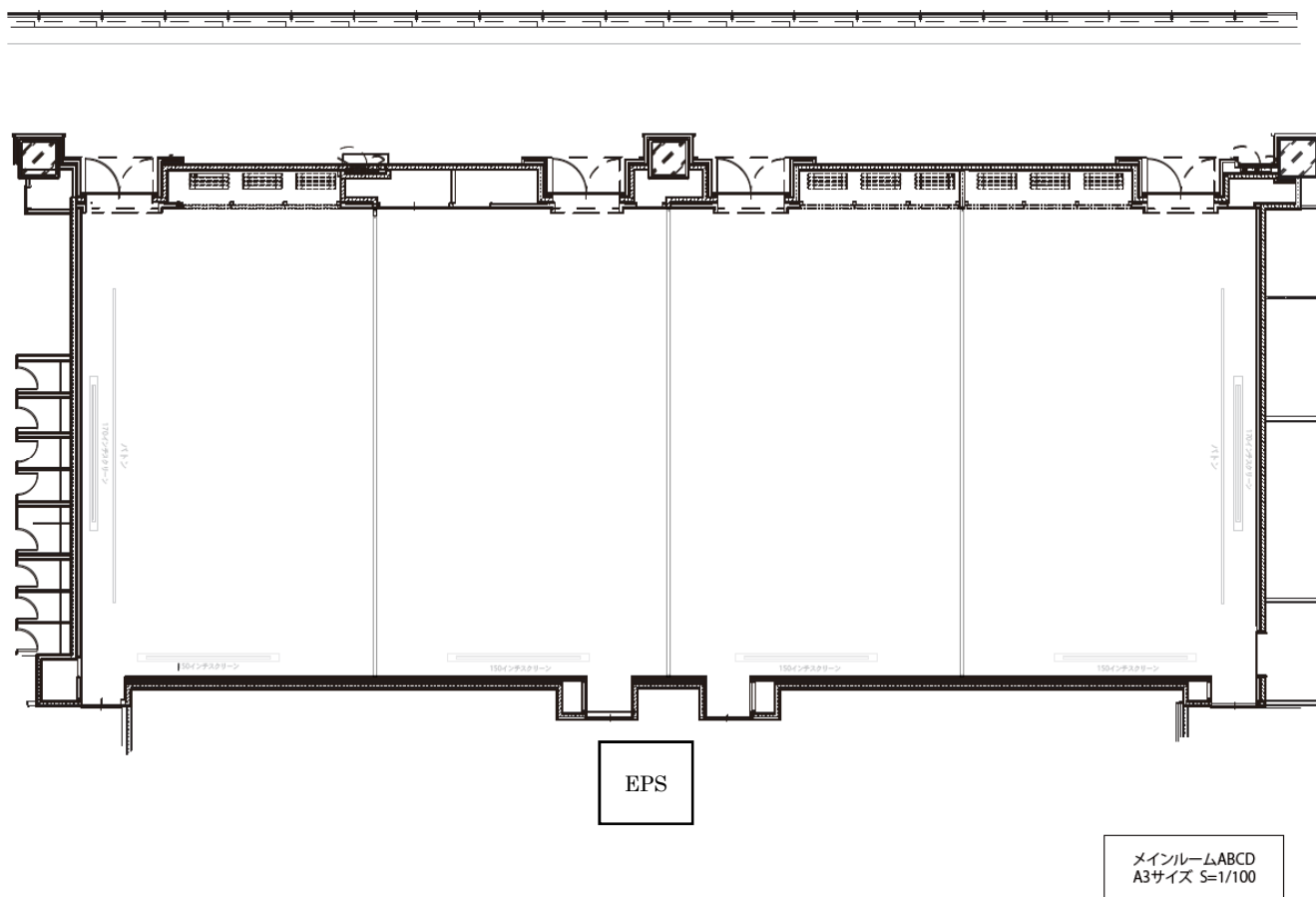
5.5 その他必要な事項

- a) 本役務の実施に当たり、官の指示に従うとともに、細部に渡り官と密接な連絡を保

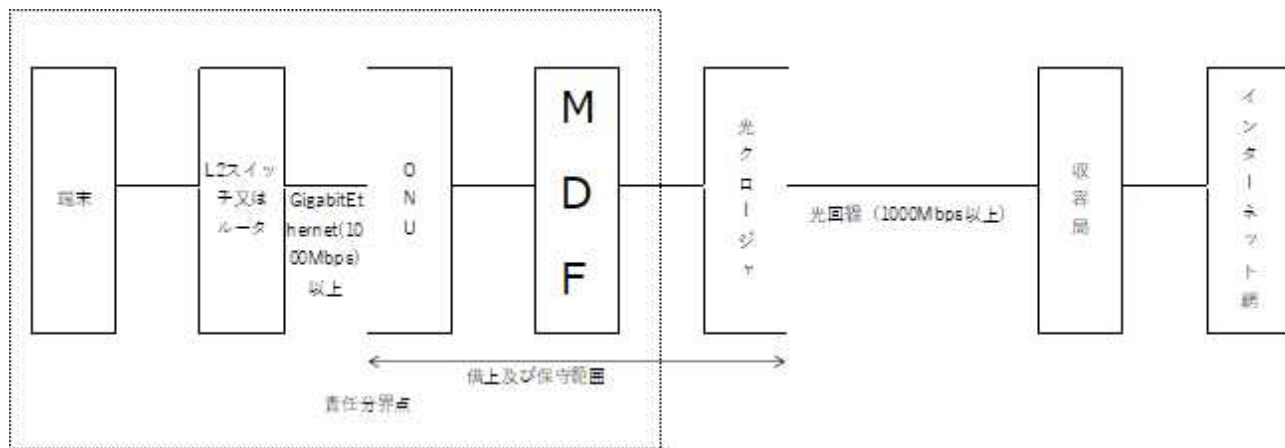
ち、作業が良好に、かつ安全に実施できるよう努めること。

- b) 技術的に当然実施すべき事項については、官と協議して実施すること。
- c) 本役務において使用する消耗品、搬入及び据付調整に使用する部品及び材料については、契約相手方の負担とする。
- d) 本役務で使用する物品等が、環境物品等の調達に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。
- e) 役務従事者及び役務に要する資機材の輸送については、環境に配慮されたものとし、ディーゼル車を使用する場合は、東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定するディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させること。また、使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を求めた場合、速やかに提示すること。
- f) 役務に要する資機材の搬出入作業に当たっては、防衛省においては庁舎管理者の、施設においては施設管理者の指示に従うこと。
- g) 輸送物品の搬入出作業に当たっては、施設の壁面及びエレベータ等を保護するため、所要の養生を行うものとする。
- h) 輸送については、環境に配慮されたものとし、ディーゼル車を使用する場合は、東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定するディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させること。また、使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を求めた場合、速やかに提示すること。
- i) この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議し、その指示に従うものとする。

会場フロア図



借上範囲及び保守範囲について



官品機器一覧表（目安）

No.	品名	数量	単位
1	C a t 6 L A Nケーブル（3 0 0 m）	8	箱
2	L 2 スイッチ	18	台
3	L 3 スイッチ	19	台
4	L A Nケーブル工具キット	10	個
5	R J 4 5 コネクタ	10	袋
6	U S Bキーボード（英語配列）	17	個
7	U S Bキーボード（日本語配列）	89	個
8	U S B外付けD V Dドライブ	3	台
9	V P Nルータ	9	台
10	セキュリティワイヤ（ダイヤル錠）	150	個
11	電源タップ	95	個
12	ネットワーク対応ストレージ	2	台
13	ノート型パソコン	83	台
14	ノートパソコン収納キャビネット（キャスター付き）	6	台
15	ファイアウォール	3	台
16	ブルーL E D式有線3 ボタンマウス	90	個
17	無線L A Nアクセスポイント	16	台

18	POEインジェクター	15	個
19	Webカメラ	1	個
20	電源コードリール	15	台
21	カラープリンタ	4	台
22	インクカートリッジ6色パック	10	個

※ノート型パソコンはすべてノート型パソコン収納キャビネットに格納する。

借上品目表（目安）

番号	品名	数量	単位	備考
1	PC用モニタ	250	台	23 インチ以上の大きさで、自立型、かつ 1メートル以上のHDMIケーブルが付属すること。 補償が可能な場合は補償を付すること。
2	プロジェクタ	5	台	重量 5kg 以内でスクリーン解像度が WXGA (1280×800) 以上、かつ、明るい部屋でも使用できる 5,000ルーメン以上の規格であること。
3	スクリーン	5	台	携帯型（自立式）、150 インチ以上であること
4	電工ドラム（コードリール）	10	台	30M 程度、温度センサー付き